

幕末明治の写真師列伝 第百三十二回 宮下欽 その五十

「五月六日 晴

(前略)

一、松蔵殿信州江御持参、手札取 拾九枚

一、宮下氏頂戴、同 九枚、

右之通、宮下氏方承ル、

(後略)」

「五月十四日 曇

(前略)

一、宮下氏不快之由ニ而外出一泊、

(後略)」

「五月十五日 晴

(前略)

一、宮下氏帰来、

一、宮下氏帰り懸 (註：がけ)、本郷弓町警視出張所江罷

越、昨七月十五日夜紛失之品々相尋候処、其事柄明細認

メ (註：したため) 差出候様、同所ニ而申聞候趣同人方

通達有之、

(後略)」

「五月十六日 朝雨午後晴

(前略)

一、夜ニ入、新井田様御新造并お富殿御出、先生并宮下氏カツケ (註：脚気) 之薬至来、

この日の記述で、5月14日の宮下氏不快は、脚気であると判る。

「五月廿一日 曇

一、宮下氏自用内神田迄外出、

(後略)」

「五月廿三日 晴

(前略)

一、宮下氏自用外出、

(中略)

一、午後宮下氏帰来、

(後略)」

「五月廿七日 晴

一、宮下氏自用外出、

一、寅吉来、

[戸籍調書写]

長野県貫属信濃国埴科郡

松代裏柴町二十番地

宮下 欽

明治七年五月 三十六才七ヶ月

今般第四大区六小区池之端仲町七番地

松三郎方ニ寄留仕候間、此段御届申上候也、

明治七年五月

宮下 欽^印

第四大区六小区

戸長御中

山城国葛城郡

東寺村農 疋田源吾倅

疋田当広

明治七年五月 二十二才六ヶ月

右同断

_____ 印

宮下 欽

疋田当広

(後略)」

この日の記述内容は重要で、この記述から宮下欽の本籍が長野県貫属信濃国埴科郡松代裏柴町二十番地と判り、上京するまではここに住んでいたと考えられる。

「五月卅日 雨

(前略)

一、宮下氏自用外出、一泊致ス、

「六月一日 晴

(前略)

一、宮下氏橋本之二階借請、上野祭礼郡萃 (註：群集カ) 之人ヲ写真致ス、

(後略)」

「六月二日 曇

(前略)

一、宮下氏取替金返済約定証書、認懸 (註：したため) 候処、同人少々見合呉候様申候ニ付、其儘ニ致し置、

(後略)」

『通天楼日記』は、明治6年は、1月1日から8月31日まで、明治7年は、1月1日から6月2日までの記述しかない。また、『通天楼日記』には「明治十二年日記」が別にあるが、ここには宮下欽の名が一つも出てこないことから、それまでの間に、宮下欽は師の横山松三郎の元を今度は本当に離れて、独立したものと思われる。

【参考文献】

富坂 賢・岡塚 章子・柏木 智雄(編集)『通天楼日記 横山松三郎と明治初期の写真・洋画・印刷』(思文閣出版、2014年)

(※「方」は平仮名の「よ」と「り」の合字)

(森重和雄)